

赤十字活動資金のつかいみち

皆さまからのご寄付は、災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うさまざまな活動に大切にに使わせていただいています。

皆さまからのご寄付
(赤十字活動資金)



災害救護訓練



救援物資の備蓄



ボランティアの育成



災害時はもちろん、日頃から地域で活躍する「赤十字奉仕団」が県内全市町村に結成されています。福島県では、9,500名を超える団員が活動をしています。

1



日本赤十字社

2

平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています

3



災害発生

日本赤十字社が
総力をあげて対応



被災地へ出発

主な救援物資



緊急セット



安眠セット



毛布

4

被災地での活動

様々な機関と連携しながら
救護活動を展開します



医療救護班や救援物資は、陸・海・空、様々な手段で被災地へ



全国の赤十字が連携し、被災地へ向けて職員を派遣します



ボランティアと共に必要な物資を準備



救援物資の配布



医療救護

医療ニーズに合わせて、救護所の設置や巡回診療を行います



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、血液を安定的に供給します



奉仕団による炊き出し



青少年赤十字 (JRC) は「気づき・考え・実行する」を態度目標に、思いやりや優しさ、主体性を育むことを目的として学校教育に取り入れられています。福島県ではほぼすべての小中学校が加盟しています。



子どもたちへの防災教育

未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と大切な「いのち」を守るための防災教室を県内各地で開催



赤十字活動資金に
あたたかいご協力をお願いいたします

これら赤十字が行う活動は
県内の皆さまからお寄せいただく
活動資金に支えられています。

5

未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を
忘れずに、未来へつなげていきます



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、命を守る知識と技術を伝える救急法や防災セミナーを実施しています



こころのケア

※災害義援金については、全額を被災された皆様にお届けします。

ご自身や故人の思いを広く社会に役立てるために

— 遺贈・相続寄付のご案内 —



日本赤十字社では、遺言書によるご寄付（遺贈）や相続財産からのご寄付を受け付けております。ご案内パンフレットをお送りしておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせ下さい。

いそろ 遺贈とは

遺言書を作り、遺産の一部を寄付すること。遺贈のご意思是、遺言書を残すことで初めて実現されます。

独り身のため、遺言書がないと財産は国庫に帰属してしまうと聞き、使い道は自分で決めようと思いました。赤十字は災害時から平時まで有効に使ってくれと考え、決めました。



相続寄付とは

故人の生前の遺志を尊重し、ご遺族の方が相続された財産の一部を寄付すること。

母が生前に赤十字活動に熱心だった関係で相続財産を寄付し、母の名前で感謝状を出してもらいました。母の思いが感謝状として形に残るのは遺族としてもありがたく、母もきっと喜んでくれると思います。



日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかりません

表彰制度のご案内・税制上の優遇措置について

特別社員	 称号付与通知書 一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	 金色バッジ 一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	 記念品(三角巾入り赤十字ポーチ)	支部長感謝状	 感謝状 一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方
	 銀色有功章 一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方	 金色有功章 一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方	 勲章 男性用 女性用		 社長感謝状 金色有功章受章後のご協力が50万円に達した都度(分納額の合算可)

*年間100万円以上のご協力については、国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)がございます。詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(概要)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法施行令第7条の17第3号	通年 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用) ※令和8年度当支部での適用はございません。
	相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。



「いのちをまもる勇氣 つないだ100年 これからも」

1926年に救急法を含む「衛生講習会」を開始した日本赤十字社の講習事業は令和8年12月に100年を迎えます

戦争や災害救護で蓄積した救命のノウハウを一般市民に普及することから始まった講習は、今もなお一人でも多くのいのちを救うことを目的に続いています。



日本赤十字社福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7998 お問い合わせ時間▶9:00~17:30(平日) | <https://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima>